

福岡県立飯塚研究開発センター研究開発室シェアオフィスの  
管理及び利用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人飯塚研究開発機構（以下「機構」という。）が管理する福岡県立飯塚研究開発センター（以下「センター」という）研究開発室シェアオフィス（以下「シェアオフィス」という。）の管理及び利用について必要な事項を定める。

(対象研究開発室)

第2条 以下の研究開発室をシェアオフィスとして定める。

研究開発室 207

(入居対象者)

第3条 シェアオフィスの入居対象者は、起業を目指している個人やスタートアップ企業を対象とし、福岡県立飯塚研究開発センターの管理及び利用手続に関する規程第15条第6項の規定により、研究開発室等の利用が認められた者とする。入居企業の上限は8企業とし、1企業当たり原則として2名までとする。

なお、スタートアップ企業等を対象とした研究開発室であるため、当センターの既入居者は入居できないものとする。

(入居期間)

第4条 入居期間は、最長5年とする。

当センターの他の研究開発室への転居を希望する際は、福岡県立飯塚研究開発センターの管理及び利用手続に関する規程に基づき手続を行うこと。

(対象設備)

第5条 シェアオフィスの設備は、別紙とする。

(利用料金)

第6条 シェアオフィスの利用料金は、次のとおりとする。

- 1 利用料金については、1企業月額14,025円とする。
- 2 共益費については、1企業月額2,250円とする。
- 3 電気料金については、1企業月額1,725円とし、実際の電気料金が当該料金を超過する場合には、機構が負担する。

なお、社会情勢や利用状況により電気料金が著しく高騰した場合は、見直しを行う。

- 4 利用料金等の納入については、毎月20日までに、理事長が指定する口座へ振り込むか、もしくは、現金で納めなければならない。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 他の利用者の迷惑となる行為は行わないこと。
- 2 設備は大切に扱い、損傷又は紛失させないこと。入居者の原因により破損・紛失した場合は、速やかに機構に報告し、入居者の責任と負担において、補修または同等品をもって現状回復すること。
- 3 他の利用者の危険や迷惑となる物品等の持ち込みは行わないこと。

第8条 この基準に定めるもののほか、シェアオフィスの管理及び利用に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和7年3月10日から施行する。